

令和3年6月2日

**児童相談所機能を含む「（仮称）柏市子ども家庭総合支援センター」設置についての基本計画を策定**

平成31年第1回定例会の施政方針にて設置を表明し、検討していました児童相談所の設置について、基本的な方針等を記した基本計画を策定しました。

施設は、児童相談所の機能のほか、子育てや子どもの発達などの相談支援機能をあわせもつ「（仮称）柏市子ども家庭総合支援センター」として開設することとし、青少年センター敷地内（市有地・十倉二 313-92）を建設の候補地として、引き続き、検討及び調整を図ります。

開設時期は、令和8年度中を目途に、令和3年度は、より具体的な運営体制等を検討し、整備計画としてまとめる予定です。

1 基本計画について

基本計画は、令和元年度に実施した外部有識者による「柏市立児童相談所設置に関する懇談会」での意見を踏まえ、市の児童相談所において目指すべき基本的な方針等について庁内にて検討の上、策定しました。

本市の児童相談所は、児童虐待に係る現状や課題から、児童虐待のみならず、あらゆる相談に対応できるよう、母子保健、教育、発達支援の各支援機能を有する子ども家庭総合支援センターとして、全ての子どもを対象にした「開かれた施設」とし、迅速性と一貫性ある支援を継続して提供できる体制を構築します。

2 開設候補地について

交通利便性や敷地面積等の条件に加え、18歳以降の若者の自立支援対策等の課題に対し、青少年健全育成事業との一体的な運営の可能性を見据え、青少年センター敷地内を開設候補地とし、引き続き、検討を進めていきます。

3 開設までのスケジュールについて（予定）

令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
整備計画	基本設計・実施設計		工事		開設

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市こども部こども福祉課

電話 04-7167-1595 / FAX 04-7162-1077